

お客様各位

奄美信用組合

未利用口座管理手数料のご案内

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、不正利用の被害防止を目的といたしまして、長期間ご利用のない普通預金口座（総合口座を含む）を対象に、令和4年1月4日から「未利用口座管理手数料（以下、「本手数料」といいます）」を新設し、新規開設いただいた普通預金口座から適用させていただいておりますが、令和7年8月1日より2年以上ご利用のない口座に対しましても本手数料を適用いたします。（令和3年12月30日以前に開設された口座も含みます）

本手数料は、長期間ご利用されていない口座に対しまして管理費用をご負担いただくものであり、日頃、入出金や口座振替等にご利用いただいている口座が対象となることはございません。

本手数料の詳細につきましては、下記の通りとなりますので内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 適用年月日 令和7年8月1日（金）～

2. 対象となる口座について

次の1～6の条件に該当する普通預金口座（総合口座を含む）が対象となります。

1	最後のお預入れまたは払戻しから2年以上ご利用がないこと。 ＜以下はお取引のご利用とはなりません＞ 該当口座の利息入金、本手数料の引落し、該当口座の出資配当金の入金
2	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
3	取引店において定期性預金がないこと。
4	取引店においてお借入がないこと。
5	カードローン返済口座でないこと。
6	該当口座名義人が18歳以上であること。

※ 盗難・紛失等で利用停止中の普通預金口座も対象となります。

3. 本手数料のご案内について

- お客様の口座が本手数料の対象となった場合、事前にお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時点でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（3カ月）経過後までにお取引がない場合には、年間1,320円（消費税込）の本手数料をご負担いただきます。

4. 口座の自動解約について

- 残高不足等により本手数料の引落しが不能になった場合には、残高全額を本手数料として充当し、この口座を自動的に解約させていただきます。
- ご負担いただきました本手数料のご返却、および解約させていただきました該当口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※ ご不明な点は、お取引店までお問合せください。